

沖縄こどもの国施設整備基本構想策定業務委託

プロポーザル実施要領

平成26年11月

沖縄市 企画部 プロジェクト推進室

# 沖縄こどもの国施設整備基本構想策定業務委託 プロポーザル実施要領

## 1. 業務の目的

沖縄こどもの国は、動物園、ワンダーミュージアム、チルドレンズセンターの主要施設からなるこどもの情操教育や人材育成の分野で大きな役割を担う施設である。

昨年度には、ワンダーミュージアムの展示品リニューアルを実施し、来園者の好評を得ている。

しかし、沖縄こどもの国は、動物園エリアの一部施設の老朽化や、園路の起伏による歩行の困難、ユニバーサルデザインへの配慮不足等の課題があり、また、来園者の9割が県内となっており、観光客を誘客する要素が希薄な現状である。

このことから、国内に類をみないユニークで魅力ある施設として、誘客要素、及び教育要素を含む施設として整備するための新たな整備計画を策定する。

本業務は、ニーズ調査や現況調査、先進事例調査等を通して新たな整備計画策定の資料となる構想策定業務として基礎データ収集と整備方針の策定を行う。

## 2. 公募の概要

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 業務名称   | 沖縄こどもの国施設整備基本構想策定業務委託   |
| (2) 業務内容   | 別添「業務仕様書」に基づく   |
| (3) 業務期間   | 契約日の翌日から平成27年3月20日(金)まで ※(予定)<br>※詳細な契約期間については、契約締結時に決定する。      |
| (4) 業務決定方法 | 条件付公募型プロポーザル<br>(企画提案書等書類審査及びプレゼンテーション)                         |
| (5) 提案書類   | 5. 提案書類等のとおり  |
| (6) 提案上限額  | 13,284,000円(消費税を含む)以内とする。<br><u>ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。</u> |

## 3. 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。  
企業体として参加する場合は、構成員すべてが満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に基づく資格制限を受けていないこと。
- (2) 応募書類受付期間において、本市の指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 法人税、所得税、地方税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。

- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。
- (5) 過去10年以内に同種・類似の業務実績を有すること。
  - ・平成 16 年度以降に完了した動物園※の基本構想又は基本計画とする。現在受託中でも可とする
  - ・共同企業体で応募する場合、構成員のいずれかが実績を有していること。
    - ※動物園とは、公益財団法人日本動物園水族館協会加盟のものであること
- (6) 沖縄市に本社、又は営業所があること。
  - ・企業体として参加する場合は、構成員のいずれかが沖縄市に本社があること。
- (7) 参加しようとする者の所在地が日本国内にあること。
  - ※共同企業体として参加する場合は、構成員すべて該当とする。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、公的機関調達案件に係る排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

#### 4. スケジュール

- |                       |                             |
|-----------------------|-----------------------------|
| (1) 公募開始及び実施要領配布期間    | 平成26年11月10日(月) ～ 11月28日(金)  |
| (2) 質問書の受付期間          | 11月17日(月) ～ 11月18日(火)17時まで  |
| (3) 質問書に対する回答         | 11月19日(水)                   |
| (4) 提案書類の受付期間         | 11月26日(水) ～ 11月28日(金) 17時まで |
| (5) 参加資格の審査           | 12月 1日(月)                   |
| (5) プレゼンテーションの実施及び審査会 | 12月 2日(火)※予定                |
| (6) 結果通知              | 12月 4日(木)※予定                |
| (7) 契約                | 12月上旬 ※見込み                  |

#### 5. 提案書類等

- (1) 参加申請書（様式第 1 号）
- (2) 会社概要（様式第 2 号）
  - ※企業体として参加する場合は、各構成員につき 1 枚ずつとする
- (3) 業務実績（様式第 3 号、枚数追加可）
  - ※受託業務を証明する TECRIS 登録証または契約書控えを添付すること
- (4) 管理技術者の資格・実績等（様式第 4 号）
- (5) 業務実施体制（A4 1 枚以内、書式自由）
  - 本業務に従事する各担当者の保有資格を明示すること。
- (6) 企画提案書（A3 カラー、書式自由）
  - 下記の 3 テーマについて、A3 用紙各 1 枚程度に提案内容をまとめること。

- ・「各種ニーズを把握するための基礎調査の目的と手法について」
- ・「ユニークな施設として誘客要素を踏まえた施設の在り方」
- ・「教育施設としての動物園の在り方」

(6) 業務参考見積 (A4 用紙、書式自由)

(7) 国税納税証明書

(8) 滞納のない証明書等

## 6. 提案書類の提出方法

(1) 提出方法：持参又は書留郵便で提出すること。(提出期限内必着)

ア 提出先：沖縄市役所 企画部 プロジェクト推進室

所在地：〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号

電話番号：098-939-1212 (内線2434) /ファクシミリ：098-934-0656

電子メール：a27project@city.okinawa.okinawa.jp

イ 受付期間：平成26年11月26日(水)～11月28日(月)17時まで

ウ 提出部数：提案書類 10部(正本1部・副本9部)

## 7. 質問書の受付及び回答

(1) プロポーザルの実施内容及び提案書類の作成等に関する質問は、質問書(様式第5号)に質問内容を簡潔にまとめ、ファクシミリまたは電子メールで提出すること。

ア 提出先：6.の(1)に同じ

イ 受付期間：平成26年11月17日(月)～11月18日(火)17時まで

(2) 質問の回答は、平成26年11月19日(水)に沖縄市ホームページにて回答する。

## 8. 審査及び選定方法

(1) 審査方法

ア 審査を厳正かつ公正に行うため、本業務に関する委託業者選考委員会を設置し、最も優秀であると認められた1者を契約候補者として選定する。

イ 審査にあたって疑問点や確認事項が発生した場合には、提案者に照会することがある。

(2) 提案内容について、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

開催日時についてはファックス又は電子メールで通知する。

ア 実施日時：平成26年12月2日(火)※予定(日時及び時間帯は別途連絡)

イ 実施場所：沖縄市役所地下1階入札室

ウ 所要時間：30分（説明、質疑を含む）

エ 留意事項：

- ・事前に提出した企画提案書で説明すること。
- ・提案者名が特定される資料作成や特定を誘導する行為は禁止する。
- ・プロジェクター等は市が用意するので、仕様パソコンを準備すること。
- ・プレゼンテーションについては、本業務に従事する管理技術者、又は、主たる技術者が説明を行うこと。出席は5名までとする。

### (3) 審査基準

- ア 企業信頼度（経営規模、登録関係）
- イ 事業者としての同種業務実績（業務経験、業務遂行能力）
- ウ 実施体制（本業務における人員体制の適否）
- エ 各担当者の資格保有状況
- オ 各担当者の同種業務実績の有無
- カ 本業務への理解度（事業目的、内容）
- キ 提案内容の技術力（企画力、発想力）

### (4) 結果通知

- ア 審査結果については12月4日（木）※予定 提案者全員に通知する。
- イ 審査経緯については公表しない。
- ウ 審査内容及び結果についての異議は一切認めない。

## 9. 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの
- (2) 企画提案書等に記載すべき事項に不備があるもの
- (3) 違法行為等の内容が記載されているもの。

## 10. 契約に関する事項

### (1) 業務委託契約候補者の特定

沖縄市は、選定委員会が選定した者を、本業務委託契約に係る随意契約の候補者として特定する。ただし、下記のいずれかに該当し、特定した候補者と業務委託契約が締結できない場合には、次点者を候補者として再特定する。

- ア 候補者が、地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項に規定する者に該当することとなったとき

- イ 候補者が、沖縄市から指名停止を受けることとなったとき
- ウ 候補者の見積徴収の結果、契約締結ができなかったとき
- エ 候補者が本業務委託契約の締結を辞退したとき
- オ その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能になったとき

(2) 業務委託契約金額

業務委託契約金額は、沖縄市の定める本業務委託契約に係る予算の範囲内とする。

(3) 業務委託契約内容及び実施条件

ア 本業務の委託契約内容については、候補者の提出書類等に記載された内容を尊重し、沖縄市において定める。

イ 業務実施体制に記載した配置予定技術者については、特別の理由により市がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

11. その他の留意事項

- (1) 提出された提案書類は返却しない。
- (2) 提案書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- (4) 業務委託請負者の選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (5) 業務委託請負者の選定にあたっては、提案された内容等を総合的に評価し決定する。このため事業を実施するにあたっては、沖縄市と協議して進めていくものとし、提案された内容のすべてを実施することを保証するものではない。
- (6) 検討すべき事項が発生した場合は、発注者と業務委託請負者で別途協議することとする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。

12. 添付資料

- (1) 業務仕様書
- (2) 沖縄こどもの国敷地エリア図面
- (3) 評価項目表